

株式会社 ゼネラル九州保険の権限明示書

1. 株式会社 ゼネラル九州保険（以下「当社」）は複数の保険会社と募集委託契約をしている乗合代理店です。

- (1) **損害保険**について当社の損害保険募集人は、お客様と当社の損害保険契約締結の**代理権**を有しています。
当社が取り扱っている保険商品の中には、損害保険募集人が告知受領権を有る商品もあります。お客様に告知頂いた保険申込書（告知書）の記載内容が事実と違う場合は、ご契約が解除や無効になり、保険金をお支払いできないことがありますので、正しく告知頂きますようお願い致します。

【損害保険会社】

- ・AIG損害保険株式会社
- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

- (2) **生命保険**について当社の生命保険募集人は、お客様と保険会社の生命保険契約の**媒介**を行います。
契約締結の代理権はありませんので、お客様の保険契約申込に対して、保険会社が承諾したときに有効に成立します。
また、当社に告知受領はなく、生命保険会社および生命保険会社が指定した医師だけが有しています。
従って生命保険募集人に口頭でお伝えいただいても告知したことにはなりませんので、告知は書面へのご記入をもって行います。

【生命保険会社】

- ・大同生命保険株式会社

<個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）> は、別途定める通りとします。